

綾部地域本部規則

(入会申込書)

第1条 地域本部規程第7条に規定する入会申込書は、別紙1による。

(正会員の会費)

第2条 地域本部規程第8条第2項に規定する正会員の会費は、
年額一口2,000円とする。

(賛助会員の会費)

第3条 地域本部規程第6条に規定する賛助会員の会費は、
1世帯につき年額100円とする。

2 ただし、賛助会員の会費は各自治会に徴収を依頼するものとする。

(退会届書)

第4条 地域本部規程第9条に規定する退会届書は、別紙2による。

附則

この規則は、平成29年5月24日から施行する。